



Little Parts. Big Difference. >>>>

第88回 定時株主総会 招集ご通知

株主総会資料の電子提供制度が導入されましたが、当社は、本制度が適用される初年度であることから、本株主総会においては、書面交付請求の有無に関わらず、従前どおり株主の皆さまに株主総会資料を書面でお送りすることとしました。

なお、**継続して書面でのお受け取りを希望される株主様は**、同封します「会社法改正により株主総会資料が原則ウェブ化されます」と題するリーフレットに記載されたお問合せ先までお申し出ください。

開催日時

2023年6月29日（木曜日）午前9時
受付開始：午前8時

開催場所

富山県黒部市吉田200番地
Y K K 50ビル3階会議場
(末尾の会場ご案内略図をご参照ください。)

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対し
退職慰労金贈呈の件
- 第5号議案 役員賞与支給の件

目次

第88回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	21
連結計算書類	52
計算書類	55
監査報告書	58

新型コロナウイルス感染症への対応について

・感染症に関する当社対応につきましては、本招集ご通知2頁をご確認ください。

株主各位

2023年6月7日
(電子提供措置の開始日) 2023年6月1日
東京都千代田区神田和泉町1番地

YKK株式会社

代表取締役会長 猿丸 雅之

第88回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第88回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.ykk.co.jp/japanese/corporate/financial/assembly/index.html>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/0010403/teiji/>



なお、当日のご出席に代えて、電磁的方法（インターネット等）または書面（議決権行使書用紙）によって事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、3頁の方法により2023年6月28日（水曜日）午後5時40分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2023年6月29日（木曜日）午前9時（受付開始：午前8時）
2 場 所	富山県黒部市吉田200番地 Y K K 50ビル3階会議場 (末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)

3 目的事項	報告事項 1. 第88期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結 計算書類監査結果報告の件 2. 第88期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役10名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対し 退職慰労金贈呈の件 第5号議案 役員賞与支給の件
4 議決権行使についてのご案内	3頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の**議決権行使書用紙**を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。代理人によるご出席の場合は、委任された株主の議決権行使書用紙及び委任状を会場受付にご提出ください。なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様1名に限らせていただきます。
- 会社法改正による株主総会資料の電子提供制度の施行に伴い、株主の皆様による株主総会資料の閲覧は、紙媒体から原則ウェブサイトでの閲覧に変更となりました。
- 「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、前記インターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求された株主様に交付する書面には記載しておりません。
なお、本招集ご通知に記載している連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を、それぞれ作成するに際して監査をした対象書類の一部であり、交付書面省略事項を含めて監査対象としております。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- 節電対応の一環として、株主総会当日はクールビズでご対応させていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

※ 本株主総会における新型コロナウイルス感染症への対応について

本株主総会につきましては、株主様の体調に応じて、議決権行使書による議決権の事前行使を、本招集ご通知3頁の「議決権行使についてのご案内」をご参照の上、ご検討ください。

ご来場の際は、最新の新型コロナウイルス感染症の感染状況等をご勘案の上、必要に応じてマスク着用などの感染対策にご配慮いただき、特に疾患の影響が大きいとされる、ご高齢の方、基礎疾患のある方、及び妊娠中の方などにおかれましては、慎重なご判断をお願い申し上げます。

当日は、入口でご来場の皆様様の体調・体温を確認させていただきます、体調のすぐれない株主様、体温の高い株主様は入場をご遠慮いただくこともございます。

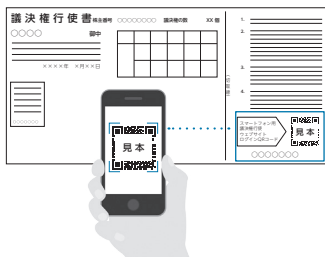
今後の状況によりやむを得ず株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.ykk.co.jp/japanese/>) にてお知らせいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

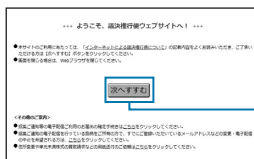
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

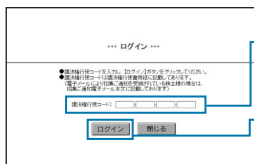
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



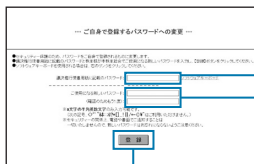
「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の配当につきましては、健全な財務体質を維持・強化するための内部留保の充実を図りつつ、安定的な配当の継続を基本とし、連結業績等を総合的に勘案して決定するとの方針を踏まえ、次のとおりといたしたいと存じます。

当期の連結業績は、連結営業利益が559億円、親会社株主に帰属する当期純利益が379億円となりました。当社グループを取り巻く事業環境につきましては、2023年度も引き続き慎重な見極めが必要ですが、当期の期末配当金は、連結業績や今後の事業展開のための資金需要等を総合的に勘案して、前期と同額の当社株式1株につき2,600円とさせていただきたいと存じます。

また、内部留保の充実を図るために、繰越利益剰余金を21,500,000,000円減少させ、別途積立金を21,500,000,000円増額することといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭
株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社株式1株につき金 2,600円 配当総額 3,116,977,890円
剰余金の配当が効力を生じる日	2023年6月30日

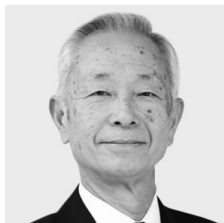
2. その他の剰余金の処分に関する事項

減少する剰余金の項目及びその額	繰越利益剰余金 21,500,000,000円
増加する剰余金の項目及びその額	別途積立金 21,500,000,000円

第2号議案 取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（10名）は任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。



候補者番号

1

さる まる まさ ゆき
猿丸 雅之 (1951年6月26日生)

再任

所有する当社の株式数

140.6株

取締役会出席状況

13/13回

【略歴、当社における地位及び担当】

1975年3月	当社入社
1977年3月より1994年3月まで	米国に海外勤務
1999年6月	当社常務 ファスニング事業本部 ファスナー事業部 グローバルマーケティンググループ長
2003年4月	当社上席常務 ファスニング事業本部 ファスナー事業部長
2007年10月	当社上席常務 ファスニング事業本部長
2008年4月	当社副社長 ファスニング事業本部長
2008年6月	当社取締役 副社長 ファスニング事業本部長
2011年6月	当社代表取締役社長
2017年4月	当社代表取締役副会長
2017年6月	日立化成(株) (現 (株)レゾナック) 社外取締役
2018年6月	当社代表取締役会長 (現在)
2020年6月	YKK A P(株)取締役 (現在)

【重要な兼職の状況】

YKK A P(株)取締役
YKKコーポレーション・オブ・アメリカ取締役会長
YKK中国投資社董事長

取締役候補者とした理由

猿丸雅之氏は、略歴に記載のとおり、米国での海外勤務を含め、長年にわたりファスニング事業に携わり、2008年6月に当社取締役に就任し、2011年6月から2017年3月まで当社代表取締役社長を務め、2018年6月に当社代表取締役会長に就任しております。これらの経歴の中で、同氏は、特にファスニング事業を中心として当社の事業を成長・拡大させるなどの実績を重ねており、また他の企業での社外役員を務めるなど、経営に関する相当の知見と豊富な経験を有しております。以上のことから、引き続き、当社の取締役として、当社グループの経営についての的確な意思決定や監督ができるものと判断しました。



所有する当社の株式数

84.6株

取締役会出席状況

13/13回

候補者番号

2

おお くに ひろ あき

大谷 裕明

(1959年11月27日生)

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1982年 3月 当社入社
1984年12月より2014年 3月まで香港、中国に海外勤務
2014年 4月 当社副社長 ファスニング事業本部長
2014年 6月 当社取締役 副社長 ファスニング事業本部長
2017年 4月 当社代表取締役社長（現在）

【重要な兼職の状況】

Y K Kホールディング・ヨーロッパ社取締役会長
Y K Kホールディング・アジア社取締役会長

取締役候補者とした理由

大谷裕明氏は、略歴に記載のとおり、中国での海外勤務を含め、長年にわたりファスニング事業に携わり、2014年6月に当社取締役に、2017年4月に当社代表取締役社長に就任しております。これらの経歴の中で、同氏は、特に中期経営ビジョン「Technology Oriented Value Creation『技術に裏付けられた価値創造』」を掲げ、第5次・第6次中期経営計画において、積極的な事業展開を加速させるなどの実績を重ねており、経営に関する相当の知見と豊富な経験を有しております。以上のことから、引き続き、当社の取締役として、当社グループの経営についての的確な意思決定や監督ができるものと判断しました。



候補者番号

3

まつしま こういち
松嶋 耕一

(1968年9月1日生)

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

- 1991年4月 当社入社
- 1998年2月より2017年3月まで欧州、中国、アジアに海外勤務
- 2017年4月 当社副社長 ファスニング事業本部長
- 2018年4月 当社副社長 ファスニング事業本部長
兼 ファスニング事業本部 ファスナー事業部長
- 2018年6月 当社取締役 副社長 ファスニング事業本部長
兼 ファスニング事業本部 ファスナー事業部長
- 2021年4月 当社取締役 副社長 営業本部長
- 2023年4月 当社取締役 副社長 事業戦略担当 兼 事業戦略本部長 (現在)

所有する当社の株式数

50.0株

取締役会出席状況

13/13回

取締役候補者とした理由

松嶋耕一氏は、略歴に記載のとおり、欧州、中国、アジアでの海外勤務を含め、長年にわたりファスニング事業に携わり、2017年4月に当社副社長 ファスニング事業本部長に、2018年6月に当社取締役に就任しております。これらの経歴の中で、同氏は、ファスニング事業において積極的な事業展開を加速させるなどの実績を重ねており、経営に関する相当の知見と豊富な経験を有しております。以上のことから、引き続き、当社の取締役として、当社グループの経営についての的確な意思決定や監督ができるものと判断しました。



所有する当社の株式数

52.0株

取締役会出席状況

13/13回

候補者番号

4

ほんだ さとし
本田 聡

(1965年10月16日生)

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1989年 4月 当社入社
1991年 3月より2009年 3月まで米国に海外勤務
2009年 4月 当社常務 経営企画室長
2013年 4月 当社執行役員 経営企画室長
2016年 4月 当社執行役員 経営企画室長 兼 グループ執行役員 南米担当
2017年 4月 当社執行役員 経営企画室長
2019年 4月 当社副社長 経営管理担当 兼 経営企画室長
2020年 4月 当社副社長 経営管理担当
2020年 6月 当社取締役 年金政策担当
C F O（最高財務責任者）
副社長 財務政策・経営管理担当
2021年 4月 当社取締役 年金政策担当
C F O
副社長 管理本部長
2023年 4月 当社取締役 年金政策担当
C F O
副社長 経営管理担当 兼 管理本部長（現在）

【重要な兼職の状況】

Y K K 企業年金基金理事長
Y K K 健康保険組合理事長

取締役候補者とした理由

本田聡氏は、略歴に記載のとおり、米国での海外勤務を含め、長年にわたり経営企画に携わり、2019年4月に当社副社長 経営管理担当に、2020年6月に当社取締役に就任し、年金政策担当 C F O（最高財務責任者）を務めております。これらの経歴の中で、同氏は、特にグローバルに事業展開を行う当社グループにおける財務・投資リスクを適切に管理する体制の構築に貢献するなどの実績を重ねており、経営に関する相当の知見と豊富な経験を有しております。以上のことから、引き続き、当社の取締役として、当社グループの経営についての的確な意思決定や監督ができるものと判断しました。



候補者番号

5

ゆ もと かつ や
湯本 克也 (1965年6月17日生)

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1989年4月 当社入社
 1995年5月より2001年8月まで米国に海外勤務
 2005年4月 YKK A P(株)管理統括部 法務部長
 2007年4月 同社経営管理センター 法務部長
 2010年3月 米国ニューヨーク州弁護士登録
 2010年4月 当社執行役員 グループ法務・知財センター長
 2011年4月 当社常務 法務・知財センター長
 2012年4月 当社常務 法務・知財部長
 2013年4月 当社執行役員 法務・知的財産部長
 2021年4月 当社執行役員 管理本部 法務・知的財産部長
 2022年6月 当社取締役 コンプライアンス担当
 CRO (最高リスクマネジメント責任者)
 執行役員 管理本部 法務・知的財産部長 (現在)

所有する当社の株式数

0株

取締役会出席状況

10/10回

取締役候補者とした理由

湯本克也氏は、略歴に記載のとおり、米国での海外勤務などを経て、2010年4月に当社執行役員 グループ法務・知財センター長に、2022年6月に当社取締役に就任し、コンプライアンス担当 CRO (最高リスクマネジメント責任者) を務めております。これらの経歴の中で、同氏は、コンプライアンス体制やリスクマネジメント体制の運用強化やリスク発生時には適切かつ迅速な対応を行うなどの実績を重ねており、経営に関する相当の知見と豊富な経験を有しております。以上のことから、引き続き、当社の取締役として、当社グループの経営についての的確な意思決定や監督ができるものと判断しました。



所有する当社の株式数

50.6株

取締役会出席状況

13/13回

候補者番号

6

い け だ ふ み お
池 田 文 夫

(1958年2月23日生)

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1980年 3月	当社入社
2007年 4月	当社執行役員 工機事業本部 産業機械事業部 産業機械技術センター所長
2009年 4月	当社専門役員 工機事業本部 建材機械事業部 建材機械技術開発部長
2010年 4月	当社執行役員 工機技術本部 製造技術開発部 建材グループ長
2011年 4月	当社常務 工機技術本部 製造技術開発部 建材グループ長
2013年 4月	当社執行役員 工機技術本部 製造技術開発部 A Pグループ長
2016年 4月	当社執行役員 工機技術本部 製造技術開発部長
2017年 4月	当社副社長 工機技術本部長 兼 工機技術本部 製造技術開発部長
2018年 6月	当社取締役 副社長 工機技術本部長 兼 工機技術本部 製造技術開発部長
2021年 4月	当社取締役 副社長 製造・技術本部長
2023年 4月	当社取締役 製造・技術担当 (現在)

取締役候補者とした理由

池田文夫氏は、略歴に記載のとおり、長年にわたり当社工機部門に携わり、2017年4月に当社副社長 工機技術本部長に、2018年6月に当社取締役に就任しております。これらの経歴の中で、同氏は、工機技術本部及び製造・技術本部において、ファスニング・A P両事業の成長戦略の支援、技術・研究開発の強化などの実績を重ねており、経営に関する相当の知見と豊富な経験を有しております。以上のことから、引き続き、当社の取締役として、当社グループの経営についての的確な意思決定や監督ができるものと判断しました。



所有する当社の株式数

0株

候補者番号

7

こばやし よしみね
小林 喜峰

(1965年10月26日生)

新任

【略歴、当社における地位及び担当】

1988年 4月 当社入社
1991年10月より2005年12月まで、2007年 1月より2019年 3月まで米国、アジアに
海外勤務
2019年 4月 当社執行役員 工機技術本部 製造技術開発部 ファスニンググループ長
2021年 4月 当社執行役員 製造・技術本部 製造・技術企画室長
2023年 4月 当社副社長 製造・技術本部長（現在）

取締役候補者とした理由

小林喜峰氏は、略歴に記載のとおり、米国、アジアでの海外勤務を含め、長年にわたり当社の製造・技術部門に携わり、2019年4月より工機技術本部、製造・技術本部の執行役員を歴任し、2023年4月に当社副社長 製造・技術本部長に就任しております。これらの経歴の中で、同氏は、特にファスニング事業における事業競争力の強化に向けた製造基盤の確立などの実績を重ねており、経営に関する相当の知見と豊富な経験を有しております。以上のことから、当社の取締役として、当社グループの経営についての的確な意思決定や監督ができるものと判断しました。



所有する当社の株式数

100.6株

候補者番号

8

ほり ひで みつ
堀 秀 充

(1957年11月24日生)

新任

【略歴、当社における地位及び担当】

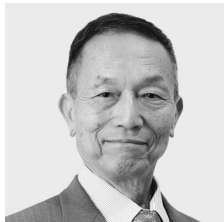
1981年 3月 当社入社
1989年 6月より2006年 9月まで米国に海外勤務
2007年 4月 Y K K A P (株)執行役員 経営企画室長
2009年 4月 同社上席常務 事業本部長
2009年 6月 同社取締役 上席常務 事業本部長
2011年 6月 同社代表取締役社長
2023年 4月 同社代表取締役会長 (現在)

【重要な兼職の状況】

Y K K A P (株)代表取締役会長
Y K K A P 中国投資社董事長
一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会会長

取締役候補者とした理由

堀秀充氏は、略歴に記載のとおり、米国での海外勤務を経て、2007年4月よりY K K A P (株)の執行役員を歴任し、2009年6月に同社取締役に就任し、2011年6月から2023年3月まで同社代表取締役社長を務め、2023年4月に同社代表取締役会長に就任しております。これらの経歴の中で、同氏は、A P 事業において当社グループの事業を成長・拡大させるなどの実績を重ねており、経営に関する相当の知見と豊富な経験を有しております。以上のことから、当社の取締役として、当社グループの経営についての的確な意思決定や監督ができるものと判断しました。



候補者番号

9

おの けいのすけ
小野 桂之介

(1940年10月30日生)

再任

所有する当社の株式数

0株

取締役会出席状況

12/13回

【略歴、当社における地位及び担当】

1984年 4月	慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授
1997年 6月	同大学院経営管理研究科委員長
1997年10月	同大学院ビジネス・スクール校長
2001年 5月	久光製薬(株)社外監査役 (現在)
2003年 7月	当社経営顧問
2005年 4月	慶應義塾大学名誉教授 (現在) 中部大学経営情報学部長・教授 兼 大学院経営情報学研究科長
2007年 4月	中部大学学監 経営情報学部長・教授 兼 大学院経営情報学研究科長
2007年 6月	当社社外取締役 (現在)
2010年 4月	中部大学副学長 兼 教授
2014年 4月	中部大学特任教授
2015年 4月	中部大学名誉教授 (現在)

【重要な兼職の状況】

久光製薬(株)社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

小野桂之介氏は、略歴に記載のとおり、慶應義塾大学や中部大学での教授などを歴任しており、経営に対する造詣が深く、2007年6月に当社社外取締役に就任いただいた後、当社の取締役会においてミッション経営の見地より当社の企業価値の向上に向けた意見をいただいております。今後も引き続き、当社の経営について幅広い見識と豊富な経験に基づき助言・監督を行う役割を果たしていただくことが期待できるものと判断したことから、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。また、同氏が再任された場合は、指名・報酬委員会の委員として役員候補者の選定や役員報酬の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。



所有する当社の株式数

0株

取締役会出席状況

10/10回

候補者番号

10

おかだ えりか
岡田 英理香

(1965年8月18日生)

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1987年 8月	メリルリンチ入社
1989年 6月	(株)日本長期信用銀行 (現 (株)SBI新生銀行) 入行
1992年 8月	GEキャピタル入社
1999年 8月	ワシントン大学ビジネススクール助教授
2007年 8月	ハワイ大学シャイドラスクール准教授
2013年 6月	ペンシルバニア大学ウォートンスクール客員准教授
2014年 5月	一橋大学大学院教授 (現在)
2015年 6月	(株)カカクコム社外監査役
2016年 6月	(株)りそな銀行社外取締役
2018年 4月	ピジョン(株)社外取締役
2022年 6月	当社社外取締役 (現任)
	(株)りそな銀行社外取締役監査等委員 (現在)

【重要な兼職の状況】

一橋大学大学院教授
(株)りそな銀行社外取締役監査等委員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

岡田英理香氏は、略歴に記載のとおり、国内外の企業での投資銀行業務やファイナンス業務などの経験を有し、また、国内外の大学・大学院において長年消費行動の研究に携わり、マーケティングについて高度な専門知識を有しております。今後も引き続き、グローバルな経験及び高度な知見を活かし、当社の経営について助言・監督を行う役割を果たしていただくことが期待できるものと判断したことから、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。また、同氏が再任された場合は、指名・報酬委員会の委員として役員候補者の選定や役員報酬の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小野桂之介氏及び岡田英理香氏は、社外取締役候補者であります。
3. 小野桂之介氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって16年となります。
- また、岡田英理香氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
4. 小野桂之介氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の社外取締役候補者とした理由から、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

また、岡田英理香氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の社外取締役候補者とした理由から、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるかと判断しております。

5. 小野桂之介氏は、久光製薬(株)の社外監査役であります。同社は、2021年8月、同社が製造販売する一般用医薬品において不適切な製造を行ったことにより、佐賀県から行政処分を受けた旨を公表しました。同氏は、本件事実（一般用医薬品の不適切な製造）が判明するまで当該事実を認識しておりませんでした。同社の取締役会等において、日頃からガバナンス向上やコンプライアンスの観点から助言及び注意喚起を行い、当該事実の判明後は、コンプライアンスの更なる強化及び再発防止に向けた適切な措置を講ずることを求める等、その職責を適切に遂行しました。
6. 当社は、小野桂之介氏及び岡田英理香氏との間で、会社法第427条第1項の規定及び当社定款の規定に基づき、損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額として、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当社は、本総会において両氏の再任が承認された場合、各候補者との間で、上記責任限定契約を継続する予定であります。
7. 当社は、各取締役との間で、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結しております。当社は、本総会において各候補者の再任又は選任が承認された場合、各候補者との間で、上記補償契約を継続又は締結する予定であります。
8. 当社は、当社及び当社子会社であるY K K A P(株)の全取締役、監査役、執行役員及び専門役員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしており、当該保険の保険料は全て当社及び当社子会社であるY K K A P(株)が負担しております。各候補者は、当該保険契約の被保険者となっており、また、各候補者が取締役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、当該保険契約を任期中に同内容で更新することを予定しております。
9. 湯本克也氏及び岡田英理香氏は、2022年6月29日開催の第87回定時株主総会におきまして新たに取締役に選任されたため、上記取締役会の開催回数が他の取締役候補者と異なっております。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役秋山洋氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



所有する当社の株式数

0株

あらい さえこ
新井 佐恵子

(1964年2月6日生)

新任

【略歴及び当社における地位】

1987年10月	英和監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所
1997年4月	(株)インターネット総合研究所入社
1998年9月	同社取締役管理本部長 兼 CFO（最高財務責任者）
2002年11月	(有)グラティア（現 (有)アキュレイ）設立、代表（現在）
2010年12月	(株)ナノオプトニクス・エナジー（現 (株)ユニモ）取締役 財務担当、事業企画担当
2016年4月	白鷗大学特任教授
2017年6月	イオンクレジットサービス(株) 社外監査役
2018年4月	昭和女子大学教授
2018年6月	大日本住友製薬(株)（現 住友ファーマ(株)）社外取締役（現在）
2018年6月	東急不動産ホールディングス(株)社外取締役（現在）
2019年4月	白鷗大学特任教授（現在）

【重要な兼職の状況】

(有)アキュレイ代表
住友ファーマ(株)社外取締役
東急不動産ホールディングス(株)社外取締役
白鷗大学特任教授

社外監査役候補者とした理由

新井佐恵子氏は、略歴に記載のとおり、複数の企業の取締役を務めるなど企業経営に関する豊かな経験と知識を有するとともに、公認会計士としての専門的知識を有しております。以上のことから、当社の監査役として、当社取締役の職務の執行を適切に監査いただくことが期待できるものと判断したことから、社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 新井佐恵子氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、本総会において新井佐恵子氏の選任が承認された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、本総会において、新井佐恵子氏の選任が承認された場合、同氏との間で、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結する予定であります。
5. 当社は、当社及び当社子会社であるYKKAP(株)の全取締役、監査役、執行役員及び専門役員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしており、当該保険の保険料は全て当社及び当社子会社であるYKKAP(株)が負担しております。候補者は、本総会において監査役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、当該保険契約を任期途中で同内容で更新することを予定しております。

第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任される馬場治一氏及び吉田明氏並びに監査役を退任される秋山洋氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等につきましては、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

本議案は、当社において予め取締役会で定められた個人別報酬等の決定に関する方針及び社内規定に沿って取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
馬場治一	2016年6月 当社取締役 2018年4月 当社取締役 ファスニング事業 製造・技術、開発担当 2021年4月 当社取締役 研究開発担当（現在）
吉田明	2011年6月 当社取締役 年金政策担当 CFO（最高財務責任者） 2019年4月 当社取締役 副会長 年金政策・財務政策担当 CFO 2020年6月 当社取締役（現在）
秋山洋	2007年6月 当社社外監査役（現在）

第5号議案 役員賞与支給の件

当期の業績等を勘案して、当期末時点の取締役10名（うち社外取締役2名）に対し総額90,700,000円（うち社外取締役分9,200,000円）及び監査役4名（うち社外監査役3名）に対し総額19,300,000円（うち社外監査役分13,800,000円）の役員賞与を支給いたしたいと存じます。

なお、各取締役及び各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

また、当社の取締役の個人別報酬等の決定に関する方針は事業報告39頁から40頁までに記載のとおりであり、その内容は、本議案をご承認いただいた場合の決定方針としても引き続き相当であると考えられることから、当該方針を変更することは予定しておりません。本議案は、取締役に対して付与する業績連動報酬としての役員賞与枠の決定を含む議案であるところ、当該方針において定められた業績連動報酬に関する算定の基準、取締役報酬全体に対して占める割合の水準、付与対象となる取締役の人数水準などに照らして必要かつ合理的な内容となっており、相当であると判断しております。

以 上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

(経済環境)

当期における日本経済は、新型コロナウイルス感染症の厳しい行動制限が緩和され、経済社会活動の正常化が進んだ一方で、円安の加速や資源価格の上昇に伴い、エネルギーや幅広い品目での価格上昇が続いております。世界経済においては、ウクライナ情勢や中国のゼロコロナ政策及びその転換により大きな影響を受けましたが、引き続き、ウクライナ情勢の長期化によるエネルギー問題やサプライチェーンへの影響、各国におけるインフレの加速、金利上昇など様々な要因があり、先行きが不透明な状況となっております。

(当期の連結業績)

このような環境の中、第6次中期経営計画（2021年度～2024年度）の2年目である当期は、前中期から継承する中期経営ビジョン「Technology Oriented Value Creation『技術に裏付けられた価値創造』」のもと、第6次中期事業方針として、当社では「新常态下での持続的成長～多様な顧客要望の実現と顧客創造～」の実現を、YKK AP(株)では「商品による社会価値の提供とモノづくり改革の実現」を目指し、それぞれの事業を推進してまいりました。前期はファスニング事業を中心に大きく業績を回復した一年でしたが、当期は前期からの資材価格高騰を受けての価格改定や急激に進行した円安の影響があったものの、特に後半にかけて不安定な世界情勢やインフレ等の世界経済の失速の影響を大きく受けました。

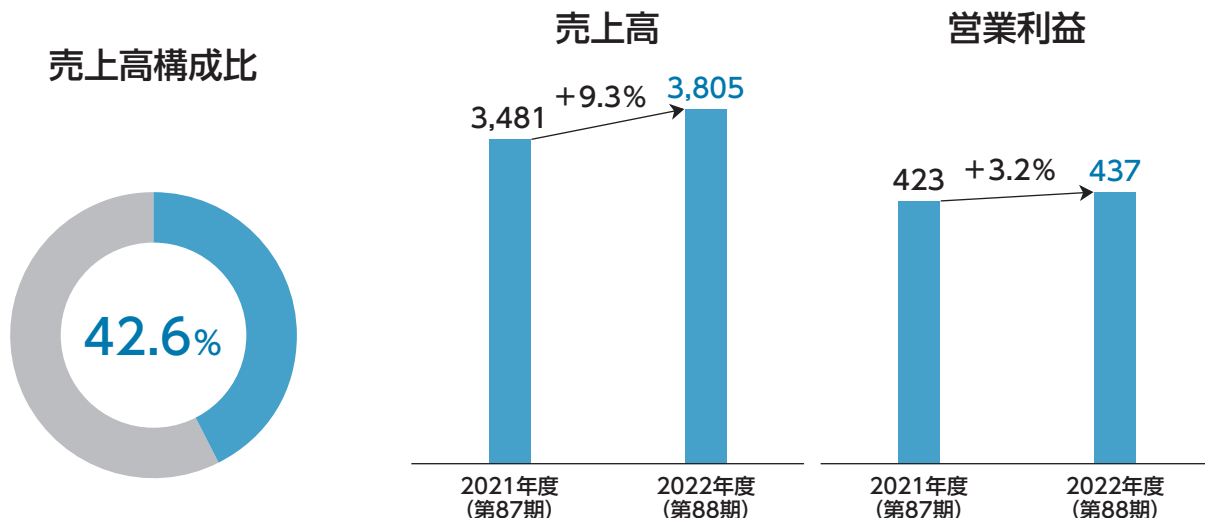
その結果、当期の連結業績は、売上高は前期比12.1%増の8,932億円、営業利益は前期比

7.0%減の559億円、経常利益は前期比5.1%減の606億円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比14.0%減の379億円となりました。

(事業別の業績)

当期の事業別売上高及び営業利益は、次のとおりであります。

		2021年度 (第87期)	2022年度 (第88期当期)	前期比増減額	前期比 増減率
		億円	億円	億円	%
売上高	ファスニング事業	3,481	3,805	323	9.3
	A P 事業	4,463	5,086	622	13.9
	その他の	265	303	38	14.5
	計	8,210	9,195	985	12.0
	消去又は全社 連結	△240	△263	△22	－
		7,970	8,932	962	12.1
営業利益	ファスニング事業	423	437	13	3.2
	A P 事業	173	178	4	2.8
	その他の	16	△26	△43	－
	計	614	589	△24	△4.1
	消去又は全社 連結	△12	△29	△17	－
		601	559	△41	△7.0



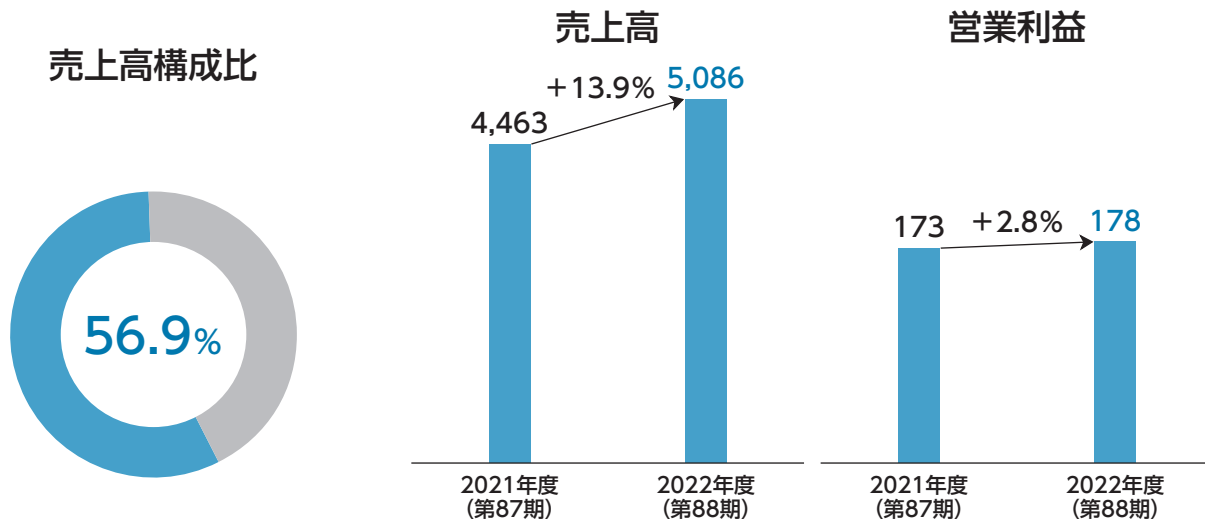
当期のファスニング事業を取り巻く事業環境は、上半期においてはアパレル小売市場の回復基調が持続しましたが、ロシアによるウクライナ侵攻や中国におけるコロナ政策などによる市場不安定化、燃料価格高騰、世界的なインフレの加速及び金融引締めにより、下半期にかけて景気の先行き不透明感が高まりました。これを受けて、欧米を中心としたアパレル小売市場では需要減退とともにアパレル小売在庫が増加しました。

このような事業環境のもと、市況悪化及び顧客の在庫調整の影響を受け、販売ボリュームが減少したものの、インフレに伴う適切な価格改定の実施及び期中の大幅な円安の影響により増収となりました。

地域別では、日本地域においては、グループ会社向け輸出販売が低迷したものの、国内販売においてスポーツ分野やユニフォーム分野が好調に推移しました。また、円安進行による増収効果がありました。Americas地域においては、ジーンズ需要低迷の影響を受けた一方でインフレを踏まえた適切な価格改定を実施しました。Europe地域においては、ジャケット分野及び高級靴分野向け販売が好調に推移しました。ISAMEA (India/South Asia/Middle

East/Africa) 地域においては、インドを中心に内需市場の回復が見られましたが、Americas 地域同様ジーンズ需要低迷の影響を受けました。ASEAN地域においては、スポーツ分野や鞆分野が好調に推移したものの、下半期においては顧客の在庫調整の影響を受け、販売が減少しました。中国地域においては、上半期にコロナ感染者数拡大による上海市他でのロックダウンにより生産活動が停滞した影響で販売が減少しました。

その結果、売上高（セグメント間の内部売上高を含む）は、前期比9.3%増の3,805億円となりました。営業利益は、販売ボリュームの減少及び操業度の低下に加え、燃料価格高騰やインフレの影響を受けたものの、原材料価格高騰に対する適切な価格改定の実施や継続的なコストダウン、円安進行による為替影響などの増益要因により、前期比3.2%増の437億円となりました。



当期のA P事業を取り巻く事業環境は、日本国内においては、資材価格の高騰や住宅設備の納期遅延等の継続によって、新設住宅着工戸数は前期より微減となりました。海外においては、北米ではビル建材市場は新型コロナウイルス感染症の影響からの経済活動の回復により堅調に推移しましたが、住宅建材市場では住宅価格の高騰や住宅ローン金利上昇により新設住宅着工戸数が減少しました。中国では不動産規制の影響に加え、同感染症によるロックダウンやゼロコロナ政策緩和後の感染拡大により、不動産市場は大幅に縮小、台湾では建設現場の人手不足が継続し新設住宅着工戸数は前期並み、インドネシアでは同感染症の影響からの経済活動の回復により新設住宅着工戸数は回復傾向となりました。

このような事業環境のもと、日本国内においては、ウィズコロナにおける取組として、同感染症の状況を把握しながらオンラインイベントやWEB展示会等と併せて、リアルイベントを再開することで営業・消費者接点の強化を図ってまいりました。住宅事業では、樹脂窓とアルミ樹脂複合窓による窓の高断熱化の推進により、高断熱窓化率を75%まで高めることができました。エクステリア事業では、カーポート、門扉・フェンス等の提案を強化しました。ビル事業では、販売拡大に向けて新築営業の体制強化と大規模修繕工事等を中心とした改装分野での提案強化を進めてまいりました。

海外においては、北米のビル建材では東海岸の販売が好調に推移し、中西部・西部ではサー

ビス強化に取り組み、住宅建材では、受注増加により納期遅延が生じていた樹脂窓について納期回復施策を実行することで販売が増加しました。中国においては、中級市場商品による新規顧客開拓と改装チャネルの拡大により販売が増加しました。台湾では高級住宅市場において販売が好調に推移するとともに、中南部地域の開拓に取り組みました。インドネシアでは新規チャネル開拓と新商品投入により販売が増加しました。

その結果、売上高（セグメント間の内部売上高を含む）は、過去最高となる前期比13.9%増の5,086億円となりました。営業利益は、日本国内では資材価格の高騰や販管費の増加などの影響を販売増加や価格改定、製造コストダウンの増益要因により全て吸収することができず減益となりましたが、海外では販売増加や価格改定などの影響が大きく増益となり、全体では前期比2.8%増の178億円となりました。

その他の事業については、不動産、アルミ製錬事業等を行っています。

その他の事業の売上高（セグメント間の内部売上高を含む）は、前期比14.5%増の303億円、営業損失は26億円（前期は営業利益16億円）となりました。

2. 資金調達の状況

重要なものではありません。

3. 設備投資の状況

当期は、国内外での事業拡大に伴う投資・合理化・省力化・更新入替を中心に合計606億円の設備投資を実施いたしました。主なものは以下のとおりです。

（ファスニング事業）

ベトナム社ハナム工場建屋建設、インド社ステンレス製ベビー用スナップ生産対応設備導入（A P 事業）

ビル埼玉新工場建屋建設、滑川製造所A P W増産用新ライン、四国製造所鋳造ライン再構築

4. 企業結合等の状況

重要なものではありません。

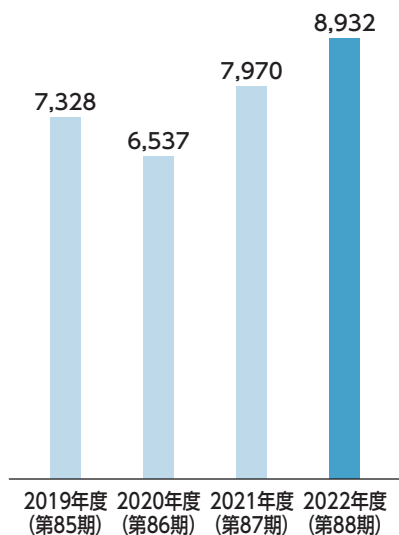
5. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分の状況

重要なものではありません。

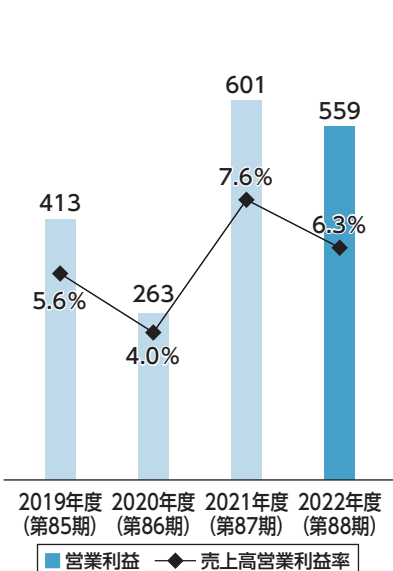
6. 財産及び損益の状況の推移

区 分		2019年度 (第85期)	2020年度 (第86期)	2021年度 (第87期)	2022年度 (第88期当期)
売 上 高	億円	7,328	6,537	7,970	8,932
営 業 利 益	億円	413	263	601	559
経 常 利 益	億円	426	301	639	606
親会社株主に帰属 する当期純利益	億円	236	173	440	379
1株当たり当期純利益	円	19,708	14,463	36,782	31,638
総 資 産	億円	9,836	10,149	11,569	12,215
純 資 産	億円	6,625	7,355	8,372	9,062
1株当たり純資産	円	539,329	599,184	682,026	738,691

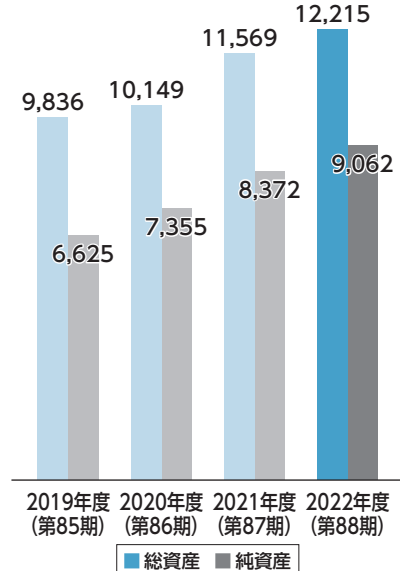
売上高



営業利益／売上高営業利益率



総資産／純資産



7. 対処すべき課題

当社グループは、2021年度から2024年度までの4年間を対象とする第6次中期経営計画を策定しております。その3年目となる2023年度の事業を取り巻く外部環境として、ウクライナ情勢をはじめとした地政学リスクが世界経済や需給状況、原材料・資材価格に与える影響、また環境意識の高まりを受けた規制動向を引き続き注視する必要があるとあり、両事業のオペレーションや収益へ与える影響を見極めながら各種対応を行ってまいります。

ファスニング事業においては、ロシアのウクライナ侵攻に端を発した世界的なインフレ、景況感悪化に伴うアパレル小売在庫増加による世界的なアパレル需要減少の影響など、引き続き先行き不透明な世界情勢下において、変化の激しい事業環境が継続すると見込まれております。

A P事業においては、日本国内では、新設住宅着工戸数は減少すると見込まれますが、リフォーム市場は3省連携補助事業により活性化すると予測しております。資材価格や為替等の動向については、注視する必要があります。海外においては、北米ではビル建材市場は横ばい、住宅建材市場は住宅ローン金利上昇により新設住宅着工戸数が減少、中国では不動産規制の緩和により高級市場は回復傾向、台湾では住宅ローン金利上昇などにより新設住宅着工戸数は減少、インドネシアでは新型コロナウイルス感染症の影響からの経済活動の回復により新設住宅着工戸数は引き続き堅調に推移すると見込まれております。

このような事業環境において、前中期から継承する第6次中期経営計画の経営ビジョン「Technology Oriented Value Creation 『技術に裏付けられた価値創造』」、そしてその最重要ポイントである「持続可能な社会の実現に向けた創造力」のもと、「商品力と提案力」「技術力と製造力」の4つの力に加え、これらを実現するために、2021年度からの定年制度廃止も踏まえ、年齢、性別、国籍や価値観等の違いを超えた「多様な人材」の活用を掲げ、引き続き事業を推進し、前中期に引き続き第6次中期経営目標として掲げる「売上高営業利益率8.0%以上」と「ROA5.0%以上」の達成を目指し、事業競争力強化に取り組んでまいります。

事業別の取組は、次のとおりであります。

(ファスニング事業)

ファスニング事業では、第6次中期事業方針として「新常态下での持続的成長～多様な顧客要望の実現と顧客創造～」を掲げ、コロナ後の新常态における大きな市場の変化をチャンスと捉え、技術に裏付けられた価値創造に一層取り組んでまいります。また、サステナビリティを事業の根幹に据え、ソーシャルグッドな会社であり続ける事を目指し、前中期で掲げた「より良いものを、より安く、より速く」というスローガンに「よりサステナブルに」を加え、持続

可能な社会に貢献する事業活動を進めております。

2023年度に向けては、引き続き先行き不透明な世界情勢下において、変化の激しい事業環境が継続すると予想されておりますが、市場変化を好機とすべく、上記の中期事業方針のもと、「フラットな組織体制」「サステナビリティ強化」「商品企画・開発強化」「徹底したコスト競争力追求」「デジタル活用強化」に加えて、新たに「顧客希望納期の追求」「安全衛生管理の徹底」を追加し、引き続き、多様な顧客要望の実現と顧客創造に向けた取組を進めてまいります。

世界情勢と事業を取り巻く環境が想定以上のスピードで変化する中、第7次中期以降を見据え、現中期の折返しとなる2023年度から組織変更を行い、更なる顧客満足度の向上に繋げてまいります。事業戦略を効率的かつ迅速に推進するために「事業戦略本部」を設置するほか、営業本部を営業の機能別戦略に特化した組織へと再編し、本部機能を海外縫製の最前線であるベトナムに移転し、より縫製地に近い場所で営業戦略を立案・遂行する体制とし、世界中のお客様の要望を営業戦略に反映させてまいります。

また、コロナ後の新常態においては「適時・適材・適量」への要求がますます高まると考え、経営の中心に据えた「サステナビリティ強化」、基幹商品の徹底した「コスト競争力追求」、それらを支える「デジタル活用強化」をより一層推進してまいります。「サステナビリティ強化」においては、2050年のカーボンニュートラルに向けた取組の推進や、環境配慮商品の開発・拡販を実施してまいります。「コスト競争力追求」においては、基幹商品の徹底したコストダウンを目的とした個別プロジェクトにおいて開発した各国の市場特性に応じた設備を2023年度から海外各社へ導入し、現場でのコスト競争力強化に繋げてまいります。「デジタル活用強化」においては、顧客課題解決及び従業員の働き方改革実現のための取組を推進してまいります。

投資計画については、今後の成長を担う国/地域への積極的な投資を実施しつつ、地政学的変化を競争力強化に繋げるべく各地域特性にあった投資をバランスよく実行してまいります。さらに、サステナビリティ関連やデジタル関連について、将来の事業成長に向けて重点的に投資を実行してまいります。

(A P事業)

A P事業では、パーパス「Architectural Productsで社会を幸せにする会社。」を実現するため、第6次中期事業方針として「商品による社会価値の提供とモノづくり改革の実現」を掲げ、国内外A P事業一体となった活動を推進してまいります。商品による社会価値の提供では、安全・安心・省エネ・健康・省施工・防災・換気など、社会の要請に応える商品を提供してまいります。モノづくり改革の実現では、工機部門の融合による技術力強化、プラットフォーム

ーム化・スマートファクトリー化を進めるとともに、カーボンニュートラルに向けた技術開発を実施してまいります。

また、新たにA P事業の2030年ビジョンとして「Evolution 2030」を策定しました。社員一丸となって更なる事業の成長・進化に取り組んでまいります。

日本国内においては、住宅事業では、カーボンニュートラルに向けた住宅の省エネ性能向上に貢献すべく、樹脂窓を中心とした窓の高断熱化と高付加価値化を推進いたします。住宅性能表示制度の省エネ上位等級創設を背景に一層拡大する高断熱窓需要に対応し、トリプルガラス樹脂窓「A P W 4 3 0」に高性能ガラス仕様の追加等を実施いたします。また、3省連携補助事業の活用については、内窓の拡販施策として、生産では生産設備増強等により生産能力を3倍以上に、営業では販路開拓の実施等、施工では外部施工者拡充に向けてサポート体制を強化いたします。「マドリモ 樹脂窓」のリニューアルでは、内付け納まりの既設窓への取付等にも対応できるようにいたします。更に、新たな価値創造として木製窓の開発にも取り組みます。

エクステリア事業では、新築・外構分野においては、分譲住宅に対して街並みを統一した外構提案を強化いたします。リフォーム・後付け分野においては、意匠性、耐積雪・耐風性能を向上させた「ルシアスカーポート1500」や、意匠性、耐候性が高い「リウッドデッキ200EG」などの商品を用いた付加価値提案により、販売を強化してまいります。

ビル事業では、首都圏強化においては、製造供給体制再編として埼玉新工場の稼働（2023年7月予定）により商品のリードタイムを短縮します。また、競争力強化による受注拡大としては、営業体制と商品開発・提案を強化してまいります。集合住宅改装強化では、3省連携補助事業の積極活用として、特に「先進的窓リノベ事業」を活用した受注拡大を進めてまいります。

海外においては、北米のビル建材では西海岸の供給体制強化と省施工商品強化、住宅建材では一貫生産工場の立上げによる製造供給体制強化、エリーA P社では新規チャネル開拓による受注拡大を図ります。中国では、中級市場での新規顧客開拓による拡販や改装事業の強化に取り組めます。台湾では中南部地域の新規チャネル開拓による拡販、インドネシアでは新規チャネル開拓による拡販、そしてインドでは商品拡充によるベンガルール地域の営業強化に取り組めます。また、ファサード事業においては、プロジェクト管理徹底による新規受注の拡大を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

8. 主要な事業セグメント (2023年3月31日現在)

区 分	主要な事業内容
ファスニング事業	各種ファスナー、ファスナー用部品、ファスナー材料、スナップ・ファスナー、ボタン等の製造販売
A P 事業	住宅用窓・サッシ、ビル用窓・サッシ、室内建具、エクステリア、形材製品、建材用部品等の設計、製造、施工及び販売

9. 主要拠点等 (2023年3月31日現在)

当 社 本 社	東京都千代田区
黒 部 事 業 所	富山県黒部市
子 会 社	
国 内 拠 点	YKK AP(株) (東京都、富山県、宮城県、熊本県、香川県、埼玉県)
海 外 拠 点 (国/地域)	YKK韓国社 (韓国)、YKK台湾社 (台湾)、YKK U.S.A.社 (米国)、YKKトルコ社 (トルコ)、YKKバングラデシュ社 (バングラデシュ)、YKKベトナム社 (ベトナム)、YKKインドネシア社 (インドネシア)、YKKジプコ・インドネシア社 (インドネシア)、大連YKKジッパー社 (中国)、上海YKKジッパー社 (中国)、YKK深圳社 (中国)、YKK APアメリカ社 (米国)、YKKアルミニウム・オーストラリア社 (オーストラリア)

10. 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

区 分	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
ファスニング事業	26,149名	(減) 312名
A P 事業	17,143	(増) 355
そ の 他	685	(増) 46
全 社 (共 通)	550	(増) 28
合 計	44,527	(増) 117

(注) 従業員数は、就業人員であります。

11. 重要な子会社の状況 (2023年3月31日現在)

名 称	資 本 金	議 決 権 比 率		主 要 な 事 業 内 容
		直 接	間 接	
		%	%	
Y K K 韓 国 社	5,825百万韓国ウォン	100.0	—	ファスニング製品の製造販売
Y K K 台 湾 社	100,000千台湾ドル	73.8	—	ファスニング製品の製造販売
YKKコーポレーション・オブ・アメリカ	66,000千米ドル	100.0	—	北中南米地域の統括
Y K K U . S . A . 社	15,000千米ドル	—	100.0	ファスニング製品の製造販売
YKKホールディング・ヨーロッパ社	47,832千ユーロ	100.0	—	欧州・中東・アフリカ地域の統括
Y K K ト ル コ 社	27,245千トルコリラ	—	100.0	ファスニング製品の製造販売
YKKホールディング・アジア社	383,859千シンガポールドル	100.0	—	中国・日本以外のアジア地域の統括
Y K K バングラデシュ社	16,000千米ドル	—	100.0	ファスニング製品の製造販売
Y K K ベトナム社	15,171千米ドル	—	100.0	ファスニング製品の製造販売
Y K K インドネシア社	6,320千米ドル	—	69.7	ファスニング製品の製造販売
YKKジプコ・インドネシア社	127,300千米ドル	0.5	99.5	ファスニング製品の製造販売
Y K K 中 国 投 資 社	401,200千米ドル	100.0	—	中国地域の統括
大連 Y K K ジ ッ パ ー 社	80,000千米ドル	—	100.0	ファスニング製品の製造販売
上海 Y K K ジ ッ パ ー 社	77,300千米ドル	—	100.0	ファスニング製品の製造販売
Y K K 深 圳 社	98,000千米ドル	—	100.0	ファスニング製品の製造販売
Y K K A P (株)	14,000百万円	100.0	—	建材の製造販売及び工事
Y K K A P ア メ リ カ 社	68,000千米ドル	—	100.0	建材の製造販売
Y K K 不 動 産 (株)	180百万円	100.0	—	不動産の売買・賃貸・管理
YKKビジネスサポート(株)	100百万円	100.0	—	事務請負サービス
YKKアルミニウム・オーストラリア社	36,925千豪ドル	100.0	—	アルミ地金販売

(注) 当期末日における特定完全子会社（完全子会社等の株式の帳簿価額が当社の総資産額の5分の1を超える場合における当該完全子会社等）の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社名称：Y K K A P (株)

特定完全子会社住所：東京都千代田区神田和泉町1番地

特定完全子会社株式の帳簿価額：111,400百万円

当社総資産額：512,997百万円

12. 主要な借入先及び借入額（2023年3月31日現在）

借 入 先					借 入 金 残 高
					百万円
(株)	み	ず	ほ	銀 行	2,347
(株)	三	菱	U	F J 銀 行	1,500

13. その他

当社及び複数の子会社は、米国において、AU New Haven, LLCとTrelleborg Coated Systems US, Inc.から、ファスニング事業分野における特許侵害等を理由として、2015年5月1日付で訴訟を提起されました。

本件訴訟は依然係属中であり、当社らは、米国の法律事務所を代理人に起用し、適切に対応しております。

Ⅱ. 会社の状況に関する事項

1. 株式に関する事項（2023年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 4,260,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,199,240.05株（うち自己株式402.40株）
- (3) 株主数 9,130名（端株主3,053名を含む）
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
Y K K 恒 友 会 （ 従 業 員 持 株 会 ）	272,986.00 ^株	22.77 [%]
(有) 吉 田 興 産	165,365.30	13.79
(株) み ず ほ 銀 行	59,448.00	4.96
吉 田 忠 裕	55,941.85	4.67
(株) 北 陸 銀 行	36,291.00	3.03
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	32,000.00	2.67
吉 田 政 裕	30,136.90	2.51
吉 川 美 知 子	20,107.90	1.68
吉 田 直 人	19,930.50	1.66
田 中 ゆ か り	16,724.10	1.40

(注) 持株比率は、自己株式（402.40株）を控除して計算しております。

2. 会社役員に関する事項（2023年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役に関する事項

地	位	氏	名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 会 長		猿 丸 雅 之		Y K K A P(株)取締役 Y K Kコーポレーション・オブ・アメリカ取締役会長 Y K K中国投資社董事長
代 表 取 締 役 社 長		大 谷 裕 明		Y K Kホールディング・ヨーロッパ社取締役会長 Y K Kホールディング・アジア社取締役会長
取 取 取	締 締 締	松 嶋 耕 一 池 田 文 夫 本 田 聡		副社長 営業本部長 副社長 製造・技術本部長 年金政策担当 C F O（最高財務責任者） 副社長 管理本部長 Y K K企業年金基金理事長 Y K K健康保険組合理事長
取 取 取	締 締 締	馬 場 治 一 吉 田 明 也 湯 本 克 也		研究開発担当 Y K K A P(株)代表取締役会長 コンプライアンス担当 C R O（最高リスクマネジメント責任者） 執行役員 管理本部 法務・知的財産部長
取 取 取	締 締 締	小 野 桂 之 介 岡 田 英 理 香		久光製薬(株)社外監査役 一橋大学大学院教授 (株)りそな銀行社外取締役監査等委員
監 常 監 監	勤 査 監 査 査	河 井 聡 永 田 清 貴 秋 山 洋 柳 田 直 樹		森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士 Y K K A P(株)監査役 柳田国際法律事務所パートナー弁護士 柳田国際法律事務所パートナー弁護士 S O M P Oホールディングス(株)社外取締役 (株)クスリのアオキホールディングス社外取締役 学校法人早稲田大学監事

- (注) 1. 取締役 小野桂之介、岡田英理香の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 河井聡、秋山洋、柳田直樹の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 当事業年度中の取締役の異動

①2022年6月29日開催の定時株主総会終結の時をもって、次の取締役が就任及び退任いたしました。

【就任】

氏名	役位
湯本 克也	取締役
岡田 英理香	取締役

【退任】

氏名	役位
矢澤 哲男	取締役
大澤 佳雄	取締役

②当事業年度中の取締役の地位又は担当の異動は、次のとおりであります。

2022年6月29日付

氏名	異動後	異動前
湯本 克也	取締役 コンプライアンス担当 CRO（最高リスクマネジメント責任者） 執行役員 管理本部 法務・知的財産部長	執行役員 管理本部 法務・知的財産部長

4. 当事業年度末日後に生じた取締役及び監査役の異動

①当事業年度末日後の取締役の地位又は担当の異動は、次のとおりであります。

2023年4月1日付

氏名	異動後	異動前
松嶋 耕一	取締役 副社長 事業戦略担当 (兼) 事業戦略本部長	取締役 副社長 営業本部長
本田 聡	取締役 年金政策担当 CFO（最高財務責任者） 副社長 経営管理担当 (兼) 管理本部長	取締役 年金政策担当 CFO（最高財務責任者） 副社長 管理本部長
池田 文夫	取締役 製造・技術担当	取締役 副社長 製造・技術本部長

②当事業年度末日後の取締役及び監査役の重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

【就任】

氏名	就任の内容	就任日
吉田 明	Y K K A P (株) 取締役	2023年4月1日

【退任】

氏名	退任の内容	退任日
吉田 明	Y K K A P (株) 代表取締役会長	2023年4月1日
	Y K K A P (株) 取締役	2023年6月8日

5. 監査役 永田清貴氏は、長年にわたり当社経理部門において経理業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6. 当社は執行役員制度を採用しており、2023年4月1日現在の各執行役員の役位、氏名及び担当又は主な役職は、次のとおりであります。

※印は取締役

役位	氏名	担当又は主な役職
※ 社 長	大谷 裕 明	事業戦略担当（兼）事業戦略本部長
※ 副 社 長	松嶋 耕 一	経営管理担当（兼）管理本部長
※ 副 社 長	浅野 慎 一	黒部事業所長
※ 副 社 長	小林 喜 峰	製造・技術本部長
※ 執行役員	湯本 克 也	管理本部 法務・知的財産部長
※ 執行役員	川上 耕 平	事業戦略本部 事業企画室長
※ 執行役員	加藤 貴 之	事業戦略本部 グローバルマーケティンググループ長
※ 執行役員	敷田 透	営業本部長
※ 執行役員	九九 孝 司	営業本部 商品戦略部長
※ 執行役員	西崎 誠 誠	営業本部 用途開拓部長
※ 執行役員	佐藤 靖 浩	営業本部 商品開発部長
※ 執行役員	浪指 智 智	製造・技術本部 生産技術部長
※ 執行役員	坂 朋 正	製造・技術本部 生産技術部 チェーン技術開発室長
※ 執行役員	木本 敏 宏	製造・技術本部 生産技術部 スライダー技術開発室長
※ 執行役員	米島 久 嗣	製造・技術本部 生産技術部 仕上技術開発室長
※ 執行役員	松井 勇	製造・技術本部 機械製造部長
※ 執行役員	富田 雅 人	製造・技術本部 製造・技術企画室長
※ 執行役員	小林 聖 子	管理本部 総務部長
※ 執行役員	寺田 創 博	管理本部 人事部長
※ 執行役員	太刀川 博	管理本部 財務・経理部長
※ 執行役員	六車 伸 一	管理本部 情報システム部長
※ 執行役員	北原 裕 二	S & B 推進部長
※ 執行役員	山本 徹	ジャパンカンパニー プレジデント
※ 執行役員	永田 行 雄	ジャパンカンパニー 製造統括部長
※ 執行役員	松本 光 司	経営企画室長
※ 執行役員	青島 宏 幸	監査室長
※ 執行役員	喜多 和 彦	テクノロジー・イノベーションセンター 技術戦略推進室長
※ 執行役員	吉岡 麻 子	サステナビリティ推進室長
※ 執行役員	青木 孝 之	調達・ロジスティクス室長
※ 執行役員	二口 雅 彦	品質管理・保証部長
※ 執行役員	前田 稔	環境・安全管理部長
※ 執行役員	ジョン・スミス	Americas事業総括（兼）YKK U.S.A.社社長
※ 執行役員	古川 裕 二	ASEAN事業総括（兼）YKKベトナム社社長
※ 執行役員	坪島 広 和	中国事業総括（兼）上海YKKジッパー社社長
※ 執行役員	川口 宏 一	Europe事業総括
※ 執行役員	荒谷 礼 右	ISAMEA事業総括（兼）YKKインド社社長

(2) 責任限定契約の内容の概要等

当社は、社外取締役小野桂之介氏及び岡田英理香氏、並びに社外監査役河井聡氏、秋山洋氏及び柳田直樹氏との間で、会社法第427条第1項の規定及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

(3) 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役猿丸雅之氏、大谷裕明氏、松嶋耕一氏、池田文夫氏、本田聡氏、馬場治一氏、吉田明氏、湯本克也氏及び社外取締役小野桂之介氏、岡田英理香氏、並びに監査役永田清貴氏及び社外監査役河井聡氏、秋山洋氏、柳田直樹氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって被補償者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被補償者の職務の執行に悪意又は重過失がある場合には補償がなされず、また、被補償者に事実関係の報告義務、損失軽減義務及び資料提供義務を課し、これを怠る場合には補償がなされない、などの措置を講じております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社であるYKK AP(株)の全取締役、監査役、執行役員及び専門役員等であります。当該保険の保険料は全て当社及びYKK AP(株)が負担しており、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしておりますが、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を設けております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別報酬等の決定に関する方針

当社は、2022年3月31日開催の取締役会において、取締役の個人別報酬等の決定に関する方針を決議しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別報酬等の決定に関する方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値を持続的に向上させ、株主に対する安定配当を実施す

ることとの整合性を勘案し、かつ業績向上の意識を高めるべく当社業績を考慮した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、短期報酬としての基本報酬および役員賞与、ならびに長期報酬としての退職慰労金により構成する。報酬は金銭報酬とし、非金銭報酬は支給しない。

b. 基本報酬および退職慰労金の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

基本報酬は、月額かつ固定とし、役位および職責に応じて他社水準、報酬決定時の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。退職慰労金は、役位および職責に応じて在籍1年ごとに加算される慰労金年額の累積額を基礎とし、取締役の在任期間中の功績や退任時の業績等を総合的に勘案して決定するものとし、退任時に支給する。

c. 業績連動報酬（役員賞与）の額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬（役員賞与）は、事業年度ごとのグループ全体の業績向上に対する意識を高めるため、単年度の連結業績に応じて決定することを基本方針とする。具体的には、株主に対する安定配当を重視する当社の配当基本方針との整合性を勘案して、親会社株主に帰属する当期純利益を用いて算出した額を基準とし、毎年、事業年度末後の一定の時期に支給する。業績連動報酬の額は、基本報酬月額の12ヵ月分を上限とし、親会社株主に帰属する当期純利益がマイナスとなる場合には、支給しない。

d. 基本報酬および業績連動報酬（役員賞与）等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社は、取締役の個人別の報酬等のうち、基本報酬の割合をより高く設定し、報酬体系全体として、中長期での企業価値向上を図る方針とする。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

基本報酬および役員賞与については、代表取締役会長が取締役会決議にもとづき委任を受け、個人別の報酬額の具体的内容を決定するものとする。代表取締役会長に委任する権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の役員賞与の配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役会長によって適切に行使されるよう、取締役の報酬に関する内規を定めるものとし、代表取締役会長は、当該内規の内容に従って当該権限を行使するものとする。退職慰労金の金額については、株主総会の一任決議を経て、取締役会の決議によりこれを定める。

上記の権限が適切に行使されるよう、取締役会の諮問委員会として指名・報酬委員会を設置する。同委員会は、取締役会の決議により社外取締役1名以上を含む3名以上で構成する。同委員会は、取締役、執行役員等の報酬に関する方針・制度、報酬の基準・額、報酬内規の制定・改廃、業績評価等に関する事項を審議し、その結果を取締役会に答申する。取締役会および取締役会の委任を受けた代表取締役会長は、同委員会の審議結果を最大限尊重して意思決定を行う。

②当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		支給人数 (名)
		基本報酬等	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	375 (25)	284 (16)	90 (9)	12 (3)
監査役 (うち社外監査役)	59 (36)	40 (22)	19 (13)	4 (3)
計 (うち社外役員)	434 (61)	324 (38)	110 (23)	16 (6)

(注) 1. 上記の基本報酬等の総額には、基本報酬（月額かつ固定での金銭報酬）のほか、当事業年度の役員退職慰労引当金繰入額として費用処理した57百万円（うち社外取締役2百万円、社外監査役3百万円）が含まれております。

2. 上記には、2022年6月29日開催の第87回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）が含まれております。

3. 業績連動報酬（役員賞与）については、事業年度ごとのグループ全体の業績向上に対する意識を高めるため、単年度の連結業績に応じて決定することを基本方針としております。具体的には、株主に対する安定配当を重視する当社の配当基本方針との整合性を勘案して、親会社株主に帰属する当期純利益を用いて算出した額を基準とし、毎年、事業年度末後の一定の時期に支給いたします。業績連動報酬の額は、基本報酬月額12ヵ月分を上限とし、親会社株主に帰属する当期純利益がマイナスとなる場合には、支給いたしません。なお、2022年度の親会社株主に帰属する当期純利益は、37,929百万円でありました。

4. 取締役の報酬限度額は、2005年6月29日開催の第70回定時株主総会において月額30百万円（執行役員兼務取締役の執行役員給与相当額を含む）と決議いただいております。なお、上記決議時において、取締役の員数は9名でありました。

5. 監査役の報酬限度額は、1996年6月27日開催の第61回定時株主総会において月額4百万円以内と決議いただいております。なお、上記決議時において、監査役の員数は5名でありました。

6. 上記のほか、2022年6月29日開催の第87回定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）に対し退職慰労金として77百万円（うち社外取締役7百万円）を支給しております。なお、この金額には当該事業年度前の事業年度に係る事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。

7. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬額については、株主総会で承認を得た範囲内で、各取締役の月額固定報酬及び賞与の総額を決定するとともに、報酬決定に係る機動的な対応を可能とするため、各取締役の月額固定報酬及び賞与の個別の報酬額を確定させることを代表取締役会長である猿丸雅之に一任し、同氏が当該個別の報酬額を決定いたしました。取締役会は、上記委任に際して、同氏により当該決定権限が適切に行使されるようにするための措置として、同氏は取締役の報酬に関する内規に従って当該権限を行使するものとし、かつ、指名・報酬委員会から取締役会に対する審議答申結果を最大限尊重しなければならないこととしております。

(6) 社外役員に関する事項

① 社外取締役の状況

ア. 重要な兼職先と当社との関係

氏名	兼職先	兼職の内容	兼職先と当社との関係
小野 桂之介	久光製薬(株)	社外監査役	当社との特別な関係はありません。
岡田 英理香	一橋大学大学院	教授	当社との特別な関係はありません。
	(株)りそな銀行	社外取締役監査等委員	当社との特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役の果たすべき役割の内容の概要

取締役 小野桂之介氏は、当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席しております。同氏は、大学の教授職等として長年にわたり経営管理を研究し、また、他企業の社外役員等の経験も有しており、その専門的見地と豊富な経験に基づく客観的な視点から、当社の経営全般についての発言・提言を随時行っております。なお、同氏は当事業年度に開催された指名・報酬委員会に委員として10回出席し、役員候補者の選定や役員報酬の決定の審議に携わり、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に大いに寄与されてきました。

取締役 岡田英理香氏は、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回に出席しております。同氏は、大学の教授職等として長年にわたり経営管理を研究し、また、他企業の社外役員等の経験も有しており、その専門的見地と豊富な経験に基づく客観的な視点から、当社の経営全般についての発言・提言を随時行っております。なお、同氏は当事業年度に開催された指名・報酬委員会に委員として7回出席し、役員候補者の選定や役員報酬の決定の審議に携わり、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に大いに寄与されてきました。

② 社外監査役の状況
ア. 重要な兼職先と当社との関係

氏名	兼職先	兼職の内容	兼職先と当社との関係
河井 聡	森・濱田松本法律事務所	パートナー弁護士	当社は兼職先法律事務所より各種法的助言を受けております。
秋山 洋	柳田国際法律事務所	パートナー弁護士	当社は兼職先法律事務所より各種法的助言を受けております。
柳田 直樹	柳田国際法律事務所	パートナー弁護士	当社は兼職先法律事務所より各種法的助言を受けております。
	SOMPOホールディングス(株)	社外取締役	当社は兼職先の子会社である損害保険ジャパン(株)との間に損害保険の取引関係があります。
	(株)クスリのアオキホールディングス	社外取締役	当社との特別な関係はありません。
	学校法人 早稲田大学	監事	当社との特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会には、河井聡氏が13回中13回、秋山洋氏が13回中13回、柳田直樹氏が13回中13回出席し、それぞれの専門的な見地から、適宜質問し意見を述べております。

監査役会には、河井聡氏が14回中14回、秋山洋氏が14回中14回、柳田直樹氏が14回中12回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

3. 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人
- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	93百万円
②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	129百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額が明確に区分されておらず、実質的にも区分できないため、①の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 重要な子会社の計算関係書類監査を行う者に関する事項
 当社の重要な子会社のうち、YKKコーポレーション・オブ・アメリカ、YKK U.S.A.社ほか15社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限る）を受けております。
3. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由
 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意しております。
- (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
 当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案します。

Ⅲ. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制並びにその運用状況

1. YKKグループの業務遂行に関する内部統制体制

- (1) 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

【体制①】

当社取締役は、取締役会規程その他の必要な社内規程を整備するなどして法令及び定款に適合した適切な業務執行を行います。

【運用状況①】

当社取締役は、取締役会規程、取締役執務規程を遵守し、職務分掌に基づいて適切な業務執行を行っています。

【体制②】

コンプライアンスに関する事項を担当する取締役及び執行役員を任命するほか、専任の組織を設置するなどして、コンプライアンス態勢の整備及び強化を図ります。コンプライアンス担当取締役は、当社取締役会に対し、定期的にコンプライアンス態勢の整備状況等について報告します。また、各組織における適切なコンプライアンス推進活動を展開するため、コンプライアンス委員会を設置します。

【運用状況②】

当社は、コンプライアンス担当取締役を任命するとともに、コンプライアンス担当執行役員のもとに専任組織を設置し、コンプライアンス社外アドバイザーと連携して、YKKグループのコンプライアンス態勢の整備を図っています。コンプライアンス担当取締役は、当社取締役・当社監査役に、2022年度は4回にわたり報告しました。

また、2023年3月に、コンプライアンス委員会が開催され、主として各事業・各地域のコンプライアンス活動報告・重点施策及びYKK Global Criteria of Compliance (YGC C) 監査結果等について報告及び討議しました。

【体制③】

当社取締役、執行役員、グループ執行役員及び専門役員（以下執行役員、グループ執行役員及び専門役員を総称して、「執行役員等」といいます。）に対し、法令、定款及び社内規程等の遵守を徹底します。

【運用状況③】

2022年度は、取締役及び執行役員等に対し、弁護士等による「景品表示法・薬機法の基礎」、「ダイバーシティの活用」、「贈収賄防止」及び「利益を生むビジネスモデルの創出・維持・強化に必要な知的財産戦略」をテーマとする研修を4回実施しました。また、研修終了後、出席者は、職務遂行において法令を遵守する旨の誓約書を当社に提出しました。

【体制④】

当社及びその連結子会社（以下「YKKグループ各社」といいます。）の取締役及び社員が遵守すべき行動規範を策定し、その周知徹底を図るとともに、YKKグループ各社のコン

プライアンスプログラムを効果的・効率的に実行するための指標を整備し、これを運用します。

【運用状況④】

2008年に策定した「YKKグループ行動指針(YKK Group Code of Conduct)」を2021年に改定し、各種研修等を通じて、取締役及び社員に対する周知徹底を図っています。

また、YKKグループ各社が、適切で効果的なコンプライアンスプログラムを確実に展開・実行することを目的としたコンプライアンス指標として、YGCCを2013年4月に設定し、これを随時更新するとともに、YKKグループ各社において、YGCCに基づく定期的な評価と改善活動を実施しています。2022年度は、海外事業会社でのセルフチェックに加え、外部監査及び各地域統括会社の監査チームによる内部監査を実施の上、必要な是正対策及び完了時期を定めるなどの対応をとりました。

【体制⑤】

内部通報制度の整備と適切な運用を通じて、通報者の保護を図りつつ、コンプライアンス違反の早期発見と解決に努めます。

【運用状況⑤】

日本国内において「YKKグループ内部通報制度」を2006年1月に設置し、継続運用しています。また、海外のYKKグループ各社においても、同様の内部通報制度を整備・運用しています。

【体制⑥】

反社会的勢力との関係遮断を基本方針とし、便益の供与を請求された場合でも毅然とした態度で拒絶します。

【運用状況⑥】

「YKKグループ行動指針」に反社会的勢力との関係遮断を明記していることに加え、反社会的勢力対応規程やその運用ガイドラインを制定・運用し、警察や暴力団追放運動推進市民センター等の外部機関との信頼関係の構築及び連携に努めるとともに、反社会的勢力との関わりを防止するための各種取引契約書条項の見直しを行っています。

【体制⑦】

当社に内部監査部門を設置してYKKグループ各社の業務執行状況を監査するなど、内部監査体制の充実を図ります。

【運用状況⑦】

監査室は、年度監査計画に基づき、適法性・合理性等の観点からYKKグループ各社に対する内部監査を実施し、その結果を、社長を含む取締役や監査役会等に定期的に報告しています。2022年度は、販売管理、債権管理、購買管理、在庫管理、固定資産管理といった主要業務プロセスを主な監査対象プロセスとし、業務監査に貿易管理、品質管理、情報セキュリティ、技術資産管理、労務管理、下請法対応等のコンプライアンス監査を織り込みました。

- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

【体制】

当社の取締役の職務執行に係る情報及びその他の重要な文書について、関係法令及び社内規程に基づき、所管部門に対し適切に作成、保存及び管理させます。

【運用状況】

当社は、取締役会、経営戦略会議等の重要な会議の議事録を作成し、議事の経過の要領、その結果及び重要な発言内容等を的確に記載し、所管部門が適切に保存・管理しています。また、文書管理規程・情報セキュリティ規程等の社内規程に基づき、その他の重要な文書（電磁的記録を含みます。）の保存年限を定め、適切な文書管理を実施しています。

- (3) Y K Kグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

【体制】

リスクマネジメントに関する事項を担当する取締役を任命するほか、リスクマネジメントを推進するのに必要となる委員会その他の組織を設置するなどして、リスクマネジメント体制の整備及び強化を図ります。

【運用状況】

当社は、C R O（最高リスクマネジメント責任者）を2005年4月に任命しました。2022年度は、リスクの種類に応じて5つの委員会が設置されており、品質委員会、貿易管理委員会、危機管理委員会、技術資産管理委員会及び情報セキュリティ委員会をそれぞれ3回開催しました。

また、C F O（最高財務責任者）を2005年4月に任命し、Y K Kグループの財務リスク管理基本方針を策定しました。投資リスクに対しては、C F Oを委員長とする2006年2月設置の投資審議会を2021年4月に投資委員会に改組し、Y K Kグループにおける投資リスクを適切に管理する体制を拡充しています。2022年度は投資委員会を14回開催しました。なお、C F Oは、2008年4月より財務報告に係る内部統制を運用・推進しています。

さらに、当社は、Y K Kグループにおけるリスクの発生時の対応については、「リスク対応ガイドライン」を作成し、適切かつ迅速な対応を行うよう規定しています。

- (4) 当社の取締役及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

【体制①】

当社は、経営の意思決定・監督と業務執行を分離することにより迅速な意思決定と業務執行を実現させるとともに執行状況を適切に監督します。

【運用状況①】

当社は、経営と執行の分離により迅速な事業・業務執行を図ることを目的として、1999年6月に執行役員制度を導入しました。これにより、取締役はグループ全体最適の実現に向けて専心する一方、執行役員等は取締役会で決定された方針に従い、個々の事業・業務を責任と権限をもって執行しています。

また、2022年4月、7月、10月、2023年1月と四半期ごとに、執行役員の業務執行状況を把握するために執行役員会議を開催しました。

【体制②】

YKKグループの経営理念・経営方針・経営戦略及び重要な取締役会決議事項等については、多面的で十分な討議を行った上で慎重に決定するために、当社に経営戦略会議を設置します。

【運用状況②】

当社は、経営戦略会議を2003年7月に設置し、2022年度は12回開催されました。

【体制③】

YKKグループが中長期的に持続的成長するための経営上の重要課題については、重要会議体を設置し、適切に審議し、管理監督します。

【運用状況③】

2021年度の取締役会決議に基づき設置されたサステナビリティ委員会については、基本方針である持続可能な社会づくりへの貢献に基づき、YKKサステナビリティ・ビジョン2050目標の達成という観点から、関連する政策の2022年度進捗状況を、2022年8月及び2023年3月の経営戦略会議にて報告しました。

また、サステナビリティへの対応や事業環境の変化から、デジタル技術活用の動きが加速する中、当社はデジタル化を進める顧客へのデータ提供等のサービス強化を行うとともに、社内プロセスの効率化やデジタルツールを活かした新たな業務設計に取り組んでいます。

(5) 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**【体制】**

ファスニング事業における経営体制については、地域統括会社によるガバナンスの役割と、商品や商流の特性等を考慮した事業地域ごとに置かれた事業総括による事業推進の役割を明確に分けた体制とします。

YKK AP株式会社（以下「AP」といいます。）がAP事業を担当し、AP事業の特性に合わせた事業執行体制とします。当社の一部の取締役が、APの取締役を兼任することで、APの取締役会における業務執行状況等の報告を確認するほか、APの取締役又は関係執行役員が直接当社取締役会に対して定期的に業務執行状況等を報告します。

また、この体制のもとで任命された執行役員等の責任者に対し、関連する社内規程等に基づき重要な経営課題や経営成績等を当社の取締役会を含む重要会議体等で決議、又は報告させます。

【運用状況】

ファスニング事業において、東アジア、Americas、EMEA、ASAO、中国の5つの地域に区分する地域経営体制とし、執行役員等が、2022年度に4回開催されたグループ執行役員会議において、その地域の子会社の資本管理とガバナンスの状況を当社に報告しています。また、日本、Americas、Europe、ISAMEA、ASEAN、中国の6つの事業地域を設

け、各地域の事業総括を中心とした事業運営を行い、経営戦略会議、事業計画会議等において、当社に事業の状況を報告しています。

2022年度において、A Pの取締役会は、13回開催され、A Pの取締役を兼任する二人の当社の取締役は、そのすべての取締役会に参加しました。また、A Pの取締役等による当社取締役会への業務執行状況報告についても4回実施しました。

さらに、子会社が執行する業務のうち重要事項については、取締役会規程に基づき、当社の取締役会で決議し、又は報告させているほか、当社の取締役会において、毎月担当取締役から連結月次業績報告を受けることにより、子会社の経営成績及び財政状態を適切に把握しています。

2. 監査役の職務遂行に関する事項

- (1) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

【体制】

監査役の業務を補助するため、業務執行組織から独立した専任の組織及び補助者を配置します。当該補助者は監査役の指揮命令に従わなければならないものとし、その異動、評価については、監査役の同意を得て実施します。

【運用状況】

当社は、2007年4月1日付で監査役会事務局を設置し、監査役の指揮命令の下で監査役業務を補助する専任スタッフを配置しています。また、監査役会事務局の使用人の異動及び評価については、当社監査役の同意を必要としています。

- (2) 当社の取締役及び使用人、当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

【体制①】

Y K Kグループの取締役及び使用人等（当社の子会社の監査役を含みます。）は、重要な職務の執行状況等について当社の監査役に適宜報告する体制を整備します。

【運用状況①】

当社及び当社子会社の重要な業務執行及び内部統制システムの整備状況等について、適宜当社監査役に報告するほか、会社に重大な影響を及ぼす事実が発覚した場合には、速やかに当社監査役に報告しています。

また、当社監査役がA P、Y K Kビジネスサポート株式会社及びY K K不動産株式会社といった重要な国内子会社の監査役を兼任する体制をとり、また、国外の子会社の監査役及び内部監査担当部門は、定期的あるいは当社監査役からの要求に応じて随時、必要事項を報告しています。

【体制②】

YKKグループの設置する内部通報窓口への重要な通報案件については、適宜当社監査役に報告します。

【運用状況②】

YKKグループ内部通報制度事務局は、当社監査役に対し、内部通報窓口への通報状況を定期的に報告するほか、内部通報制度で重大な法令違反行為が発覚した場合、通報内容と調査結果を報告しています。

- (3) 前号の報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

【体制】

当社は、監査役に報告した者に対する不利な取扱いを禁止します。

【運用状況】

当社は、当社監査役へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行っていません。なお、「YKKグループ内部通報規程」において、通報者が通報をしたことを理由として、当該通報者に対していかなる不利益な取扱いも行ってはならない旨、及び通報者に対して、通報をしたことを理由として不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者（通報者の上司、同僚等を含みます。）には、就業規則等に従い処分することができる旨を定めています。

- (4) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

【体制】

当社は、監査役職務の執行について生ずる費用等を法令及び定款等の定めに従い適切に支弁します。

【運用状況】

当社は、当社監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するなど、法令及び定款等の定めに従い適切に監査役職務の執行に関する費用等を支弁しています。

- (5) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

【体制】

当社は、監査役の監査の実効性確保を目的として、取締役会のほか重要な会議体に監査役が出席できる体制を整備するとともに取締役や内部監査部門その他監査役の要請する執行部門との意見交換の場を定期的に設定します。

【運用状況】

当社の監査役は、当社の取締役会に出席するほか、経営戦略会議等の重要な会議に出席できるものとしています。

また、当社の会長及び社長は、当社監査役との意見交換会を2022年度は年3回実施しています。

さらに、当社の内部監査部門等は、その活動内容について、適宜当社監査役へ報告するなど、連携を図り、監査役監査の実効性の向上に協力しています。

IV. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、健全な財務体質を維持・強化するための内部留保の充実を図りつつ、安定的な配当の継続を基本とし、連結業績等を総合的に勘案して配当金を決定しています。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき2,600円とさせていただきます。

- (注) 本事業報告中の金額及び持株数については表示単位未満を切り捨てて、比率については四捨五入しております。

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	732,655
現金及び預金	298,450
受取手形、売掛金及び契約資産	209,407
有価証券	4,162
棚卸資産	191,805
その他の流動資産	31,290
貸倒引当金	△2,462
固定資産	488,927
有形固定資産	405,029
建物及び構築物	150,299
機械装置及び運搬具	133,955
土地	65,670
建設仮勘定	22,718
その他の有形固定資産	32,384
無形固定資産	26,783
投資その他の資産	57,115
投資有価証券	24,235
繰延税金資産	15,732
その他の投資	18,196
貸倒引当金	△1,047
資産合計	1,221,583

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	226,574
支払手形及び買掛金	80,219
短期借入金	5,086
1年内返済予定の長期借入金	7
1年内償還予定の社債	10,000
未払法人税等	5,469
賞与引当金	17,945
従業員等預り金	37,114
その他の流動負債	70,731
固定負債	88,718
長期借入金	2,066
繰延税金負債	4,232
退職給付に係る負債	61,223
役員退職慰労引当金	492
その他の固定負債	20,703
負債合計	315,292
(純資産の部)	
株主資本	843,220
資本金	11,992
資本剰余金	35,390
利益剰余金	795,861
自己株式	△23
その他の包括利益累計額	42,350
その他有価証券評価差額金	5,822
繰延ヘッジ損益	1,767
為替換算調整勘定	51,059
退職給付に係る調整累計額	△16,298
非支配株主持分	20,719
純資産合計	906,290
負債純資産合計	1,221,583

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		893,226
売上原価		597,301
売上総利益		295,924
販売費及び一般管理費		239,962
営業利益		55,962
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,103	
為替差益	3,512	
その他の営業外収益	4,219	11,835
営業外費用		
支払利息	848	
その他の営業外費用	6,259	7,108
経常利益		60,689
特別利益		
固定資産売却益	2,244	
その他の特別利益	922	3,166
特別損失		
固定資産売却損及び除却損	1,227	
災害による損失	1,037	
その他の特別損失	5,089	7,354
税金等調整前当期純利益		56,502
法人税、住民税及び事業税	18,565	
法人税等調整額	△1,106	17,459
当期純利益		39,042
非支配株主に帰属する当期純利益		1,113
親会社株主に帰属する当期純利益		37,929

連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,992	35,364	761,048	△20	808,384
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△3,117		△3,117
親会社株主に帰属する 当期純利益			37,929		37,929
自己株式の取得				△2	△2
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		26			26
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	26	34,812	△2	34,835
当期末残高	11,992	35,390	795,861	△23	843,220

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替調整 勘定	退職給付 に係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	13,619	2,872	24,086	△31,306	9,270	19,608	837,264
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当					—		△3,117
親会社株主に帰属する 当期純利益					—		37,929
自己株式の取得					—		△2
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動					—		26
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△7,797	△1,104	26,972	15,008	33,079	1,110	34,189
連結会計年度中の変動額合計	△7,797	△1,104	26,972	15,008	33,079	1,110	69,025
当期末残高	5,822	1,767	51,059	△16,298	42,350	20,719	906,290

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	151,778
現金及び預金	85,619
受取手形	1,391
売掛金	12,029
有価証券	3,000
商品及び製品	2,204
仕掛品	13,614
原材料及び貯蔵品	5,949
短期貸付金	4,353
その他の流動資産	24,020
貸倒引当金	△404
固定資産	361,219
有形固定資産	79,480
建物	35,886
構築物	3,995
機械及び装置	16,451
車両運搬具	298
工具、器具及び備品	3,219
土地	17,839
建設仮勘定	1,790
無形固定資産	4,273
ソフトウェア	3,265
その他の無形固定資産	1,007
投資その他の資産	277,465
投資有価証券	10,365
関係会社株式	248,258
繰延税金資産	2,432
関係会社長期貸付金	13,450
その他の投資	2,969
貸倒引当金	△11
資産合計	512,997

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	76,102
支払手形	2,642
買掛金	4,597
短期借入金	4,500
1年内償還予定の社債	10,000
未払金	5,884
未払費用	2,133
未払法人税等	1,572
預り金	29,245
賞与引当金	2,669
従業員等預り金	11,711
その他の流動負債	1,146
固定負債	35,431
長期借入金	2,000
退職給付引当金	9,716
役員退職慰労引当金	492
その他の固定負債	23,221
負債合計	111,533
(純資産の部)	
株主資本	398,434
資本金	11,992
資本剰余金	35,261
資本準備金	35,261
利益剰余金	351,203
利益準備金	2,666
その他利益剰余金	348,536
配当準備積立金	3,200
海外投資等損失積立金	7,500
買換資産圧縮積立金	6
別途積立金	310,000
繰越利益剰余金	27,829
自己株式	△23
評価・換算差額等	3,030
その他有価証券評価差額金	3,030
純資産合計	401,464
負債・純資産合計	512,997

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		97,451
売上原価		60,574
売上総利益		36,876
販売費及び一般管理費		40,293
営業損失		3,416
営業外収益		
受取利息及び配当金	28,421	
固定資産貸与料	2,782	
為替差益	965	
その他の営業外収益	329	32,498
営業外費用		
支払利息	271	
貸与資産関係費用	2,195	
その他の営業外費用	1,405	3,872
経常利益		25,209
特別利益		
固定資産売却益	7	7
特別損失		
固定資産売却損及び除却損	406	
その他の特別損失	55	462
税引前当期純利益		24,754
法人税、住民税及び事業税	180	
法人税等調整額	△105	74
当期純利益		24,679

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					利益剰余金 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金					
				配当準備 積立金	海外投資等 損失積立金	買換資産圧 縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	11,992	35,261	2,666	2,900	7,500	6	299,100	17,467	329,641
当期変動額									
剰余金の配当								△3,117	△3,117
当期純利益								24,679	24,679
配当準備積立金の積立				300				△300	－
別途積立金の積立							10,900	△10,900	－
自己株式の取得									－
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									－
当期変動額合計	－	－	－	300	－	－	10,900	10,362	21,562
当期末残高	11,992	35,261	2,666	3,200	7,500	6	310,000	27,829	351,203

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△20	376,874	2,232	△196	2,035	378,910
当期変動額						
剰余金の配当		△3,117			－	△3,117
当期純利益		24,679			－	24,679
配当準備積立金の積立		－			－	－
別途積立金の積立		－			－	－
自己株式の取得	△2	△2			－	△2
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		－	797	196	994	994
当期変動額合計	△2	21,559	797	196	994	22,553
当期末残高	△23	398,434	3,030	－	3,030	401,464

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

Y K K 株式会社
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 山 崎 隆 浩
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 大 屋 誠 三 郎
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小 宮 正 俊
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、Y K K 株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Y K K 株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

Y K K 株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山 崎 隆 浩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大 屋 誠三郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小 宮 正 俊

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Y K K 株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第88期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月23日

Y K K株式会社	監 査 役 会
社外監査役	河 井 聡
常勤監査役	永 田 清 貴
社外監査役	秋 山 洋
社外監査役	柳 田 直 樹

||||||| 【株主総会会場ご案内略図】 |||||



Y K K 50ビル 3階会議場
〒938-8601 富山県黒部市吉田200番地
電話 03-3864-2033(株主関係お問合せ)
0765-54-8000(株主総会会場 窓口)

<公共交通機関をご利用の場合>

- あいの風とやま鉄道黒部駅より タクシー・約10分
- あいの風とやま鉄道生地駅より 徒歩・約15分
- 黒部宇奈月温泉駅より タクシー・約17分

<お車をご利用の場合>

- 北陸自動車道・黒部ICにより → 車・約15分

【送迎車のご案内】

以下の駅より送迎車をご用意しております。

- ・黒部宇奈月温泉駅前 8：10発
- ・あいの風とやま鉄道黒部駅前 8：25発

利用希望の株主様は、出発予定時刻15分前より、駅改札前にお集まりください。また、株主総会終了後も、会場から両駅まで運行いたします。

注1 予期せぬ交通渋滞等が生じた場合は、会場への到着が遅れることも想定されますので、ご了承ください。

注2 終了後の発車時刻につきましては、当日ご案内いたします。

【株主様へのお願い】

株主総会にご出席になる株主様には、会場へのご入場(送迎車へのご乗車、及び当社敷地内への車又は徒歩でのお立ち入りを含む)までに議決権行使書のご提示をお願いすることがありますので、ご来場の際にはお手元にご用意くださいますようお願い申し上げます。場合によりましては、身分証明書のご提示をお願いすることもありますので、予めご了承ください。なお、受付開始時間は、午前8時を予定しております。